

# 令和7年度 就学援助のお知らせ

東海市教育委員会

「就学援助」とは、市内の小・中学校などに就学するお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的な理由で就学が困難と認められる場合には、保護者の方に給食費、学用品費などを援助する制度です。

## 就学援助の対象となるご家庭

次の項目のいずれかに該当する方で、経済的に困窮していると教育委員会が認めた方

番号	申請要件	添付が必要な書類（コピー可）
1	現在生活保護を受けている方	なし
2	令和6年度、7年度に生活保護が停止又は廃止された方	なし
3	市町村民税が非課税の方 もしくは減免を受けた方  ※市町村民税は非課税でも、森林環境税（国税）のみ課税になる場合があります。	① 令和7年5月末日までに申請される場合 ・ 令和6年1月1日現在東海市に住民登録のある方は必要書類なし ・ 令和6年1月2日以降に東海市に転入された方は令和6年度の非課税又は減免証明書（ <u>所得のある家族全員の書類が必要</u> ）  ② 令和7年6月以降に申請される場合 ・ 令和7年1月1日現在東海市に住民登録のある方は必要書類なし ・ 令和7年1月2日以降に東海市に転入された方は令和7年度の非課税又は減免証明書（ <u>所得のある家族全員の書類が必要</u> ）
4	個人事業税又は 固定資産税が減免された方	個人事業税⇒減免通知書又は減免額が記載された納税通知書 固定資産税⇒証明書不要
5	国民年金保険料が免除又は 国民健康保険税が減免された方	国民年金保険料⇒国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（ <u>所得のある家族全員の書類が必要</u> ） 国民健康保険税⇒なし
6	児童扶養手当が支給された方	なし
7	生活福祉資金の貸付を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書
8	職業安定所登録日雇労働者 である方	公共職業安定所発行の雇用保険日雇労働被保険者手帳
9	その他経済的に困りの方  <u>※裏面の所得基準額の目安をご覧ください。</u>	① 令和7年5月末日までに申請される場合 ・ 令和6年1月1日現在東海市に住民登録のある方は必要書類なし ・ 令和6年1月2日以降に東海市に転入された方は、令和5年分所得証明書、令和5年分所得税の確定申告書（控）のいずれか ※ <u>所得のある家族全員の書類が必要</u>  ② 令和7年6月以降に申請される場合 ・ 令和7年1月1日現在東海市に住民登録のある方は必要書類なし ・ 令和7年1月2日以降に東海市に転入された方は、令和6年分所得証明書、令和6年分所得税の確定申告書（控）のいずれか ※ <u>所得のある家族全員の書類が必要</u>

（裏面に続く）

**所得基準額の目安**

※世帯全員の合計所得額となります。

※金額はおおよその目安額です。世帯員の年齢によって異なります。

<ふたり親家庭>

世帯構成	3人世帯(父、母、子1人)	4人世帯(父、母、子2人)	5人世帯(父、母、子3人)
所得額	262万円程度以下	319万円程度以下	361万円程度以下

(参考) 給与所得者の上記所得額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記のようになります。

給与等の収入金額の合計額	420万円程度以下	495万円程度以下	558万円程度以下
--------------	-----------	-----------	-----------

<ひとり親家庭>

世帯構成	2人世帯(父or母、子1人)	3人世帯(父or母、子2人)	4人世帯(父or母、子3人)
所得額	216万円程度以下	280万円程度以下	329万円程度以下

(参考) 給与所得者の上記所得額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記のようになります。

給与等の収入金額の合計額	321万円程度以下	406万円程度以下	467万円程度以下
--------------	-----------	-----------	-----------

◎ 申請方法

(1) 申請書を提出する場合

就学援助費受給申請書(用紙は各学校にあります。印鑑不要)に記入し、申請要件によって必要な書類(表面に記載の「添付が必要な書類(コピー可)」をご確認ください。)を添えて、学校又は市役所6階の学校教育課へご提出ください。

※ご兄弟がいる場合は、1枚の申請書にまとめてご提出ください。

(2) オンラインの場合

下記のURL または QR コードから申請してください。

<https://logoform.jp/form/JAqd/814939>



※必要書類を準備できない等、特別な事情がある場合は問合せ先へご連絡ください。

◎ 申請に関するご注意

(1) 申請書の「家庭状況」欄は、児童生徒、保護者を含む世帯員全員を記入してください。

(2) 申請後に、世帯状況が変わった(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居等)場合は、速やかに学校教育課までご連絡ください。

(3) 受給認定後に、申請内容に変更や誤り等が判明し認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

(4) 申請内容に疑義がある場合、職権で世帯状況や所得等の確認をさせていただく場合があります。

◎ 令和7年6月の再審査について

受給認定を受けた方については、令和7年6月に改めて現況の再審査を行います。6月の再審査により「不認定」(受給を令和7年5月末日で打ち切り)となる場合がございますのでご了承ください。

**問合せ先**

東海市教育委員会学校教育課 Tel [代表] 052-603-2211/0562-33-1111 (内線 627・628)

[直通] 052-613-7831/0562-38-6421 又は各学校へお問い合わせください。